

土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域の違いについて

「土砂災害危険箇所」

1/25,000 地形図で土砂災害のおそれがある箇所を図上から想定した箇所。法的な位置づけはありません。

「土砂災害警戒区域等」

上記「土砂災害危険箇所」のうち、市町村の都市計画図や空撮により整備した1/2,500 地形図により現地調査を行い土砂災害のおそれがある箇所を土砂災害防止法に基づき区域指定した箇所。指定箇所は、警戒区域と特別警戒区域で警戒避難体制の整備や住宅の構造規制が行われる。

土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所

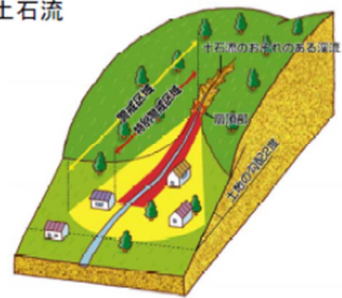
土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定された区域
(法律に基づいた調査によるもの)

【区域の定義】

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域 (第6条)

例: 土石流



土砂災害危険箇所

国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施したもの
(法的な位置づけはない)

【箇所の定義】

土石流、地すべり、急傾斜の崩壊が発生するおそれがある箇所 (それぞれ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている)

例: 土石流

土石流危険渓流

